

第27号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例改正の概要

民間労働法制において、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、時間外労働について、平成31年4月から上限規制等が導入されることとなった。

また、国家公務員においても、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則において定めることとされた。

幼稚園教育職員についても超過勤務を行うことのできる上限時間を定める等の措置を講じる。

2 改正内容

超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

3 規則に規定すべき事項

国家公務員における人事院規則に準じて規定する。

(参考)

- (1) 1ヵ月について45時間以下、1年について360時間以下
- (2) 他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員
1ヵ月について100時間未満、2～6ヵ月平均で80時間以下、
1年について720時間以下

4 施行時期

平成31年4月1日から適用する。

新旧対照表

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新	旧
<p>(超過勤務)</p> <p>第10条 教育委員会は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務（以下「<u>超過勤務</u>」という。）をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て規則で定める場合に限り、<u>超過勤務</u>をすることを命ずることができる。</p> <p>2 前項に規定する勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で、臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。</p> <p>(1) 幼稚園行事に関する業務</p> <p>(2) 職員会議に関する業務</p> <p>(3) 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務</p> <p>3 <u>超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p> <p>(3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第11条の2 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、<u>超過勤務</u>をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)</u></p>	<p>(超過勤務)</p> <p>第10条 教育委員会は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て規則で定める場合に限り、<u>当該断続的な勤務以外の勤務</u>をすることを命ずることができる。</p> <p>2 前項に規定する勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で、臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。</p> <p>(1) 幼稚園行事に関する業務</p> <p>(2) 職員会議に関する業務</p> <p>(3) 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務</p> <p>(3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第11条の2 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、<u>第10条に規定する勤務</u>（以下「<u>超過勤務</u>」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p>

新	旧
2 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号）の一部を次のように改正する。 第21条中「第10条」を「第10第1項」に改める。	

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新	旧
<p>(超過勤務および休日勤務に対する報酬)</p> <p>第21条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける職員が臨時または緊急のやむを得ない必要により次に掲げる業務に従事するため、超過勤務(勤務時間条例第10条第1項に規定する勤務をいう。)および休日勤務(勤務時間条例第12条および第13条の規定による休日ならびに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日における勤務をいう。)を命ぜられた場合における当該勤務に対する報酬は、支給しないものとする。</p> <p>(1) 幼稚園行事に関する業務</p> <p>(2) 職員会議に関する業務</p> <p>(3) 非常災害等やむを得ない場合に必要業務</p>	<p>(超過勤務および休日勤務に対する報酬)</p> <p>第21条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける職員が臨時または緊急のやむを得ない必要により次に掲げる業務に従事するため、超過勤務(勤務時間条例第10条に規定する勤務をいう。)および休日勤務(勤務時間条例第12条および第13条の規定による休日ならびに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日における勤務をいう。)を命ぜられた場合における当該勤務に対する報酬は、支給しないものとする。</p> <p>(1) 幼稚園行事に関する業務</p> <p>(2) 職員会議に関する業務</p> <p>(3) 非常災害等やむを得ない場合に必要業務</p>